

☆伍賀一道報告への簡単なコメント：

- ・派遣労働者の期間制限3年により失職の問題と「ずっと派遣」派遣のままでもいい、あきらめ
- ・処遇への怒り（「雇用身分社会」）、モノ扱い、低賃金：最低賃金程度に
- ・本当に派遣会社は教育訓練をするのか、できるのか：スキルアップしても同じ待遇
- ・派遣労働者の雇用安定策の欺瞞：派遣労働こそ雇用流動化の要、との乖離
- ・使用者責任代行サービス（弾よけサービス）：人材ビジネスの拡大

☆伍賀一道氏近著：『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版、2014年10月

・派遣の源泉を社外工に求めている（第3章）：

すでに、伍賀氏は1988年本（『現代資本主義と不安定就業問題』御茶の水書房、1988年10月）において、サービス経済化でなく、社外工との連続性を書かれ（第7章）、1999年本（『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介業』大月書店、1999年2月）でも説かれ（第4章）、ここでは社外工を「事業場内請負」と明記して現在横行している製造請負（工場内製造業務請負）における偽装請負をいち早く指摘してこられた。今回の本でも、社外工から製造請負・製造派遣へ続く連続性ととともに、専門性から非専門性という特徴の違いを指摘されている（125頁以下）。

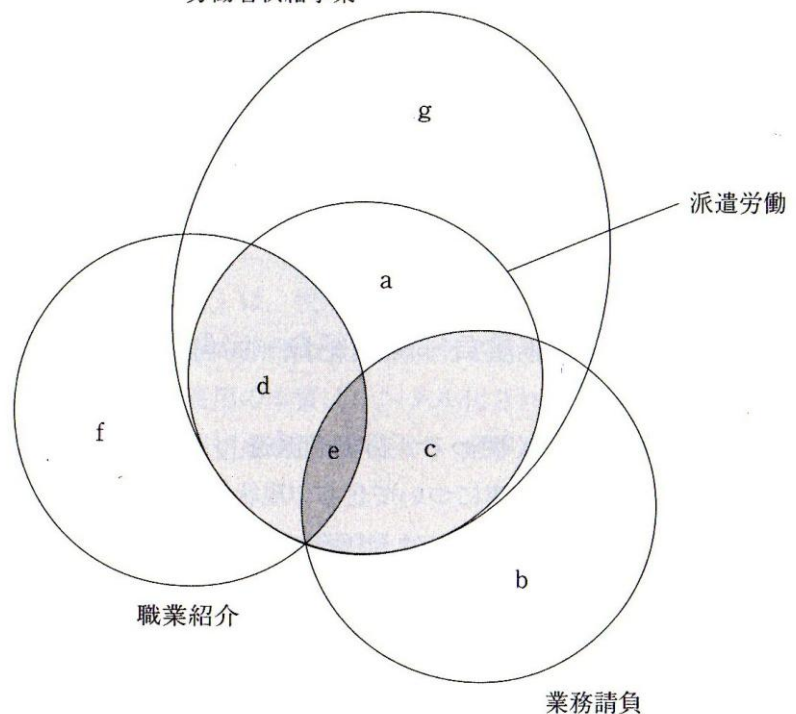
・派遣労働が労働者供給業であることを明確に示す（第3章）：

労働者供給業の枠の中に派遣労働があることを示す
図3-1（106頁）

*右の図→

本来、職安法で禁止されている労働者供給事業に、法的に虚構の「雇用」と「使用」を分けた「派遣労働」を創作した。そこにすべての矛盾が出現する。

図3-1 派遣労働・業務請負・職業紹介・労働者供給の実態
労働者供給事業



- (注) a：労働者派遣事業のうち紹介予定派遣を除いた部分
 b：業務請負（請負業者が雇用する労働者を自ら指揮命令し、受注した業務を遂行する。注文主による請負労働者に対する指揮命令はない）
 c：偽装請負（注文主による請負労働者に対する指揮命令が行われ、事実上の派遣労働となっているもの）
 d：紹介予定派遣
 e：日雇い派遣（1日～数日間の短期業務請負の形式を取るが、実態は職業紹介機能が中心。注文主による指揮命令が一般化している）
 f：職業安定法による職業紹介
 g：職業安定法が禁止する労働者供給事業

〔出所〕筆者作成

☆2015年労働者派遣法改正の見方：日本経済新聞より

- ◇八代尚宏（日経 2015-09-24）：正社員の働き方を改革し、派遣を含む非正社員との働き方の壁を引き下げることが、本来の労働市場改革の方向である [目指すは正社員、その第1歩]
- ◇大内伸哉（日経 2015-09-25）：専門業務派遣と非専門業務派遣では性格が全く異なる、専門業務派遣こそが本来の派遣とである [法が目指している方向を示さず]。景気のバッファの必要性、非専門業務派遣のプラス面＝就労機会をもてると強調する [不安定就業に目を向けず]。
- ◇安藤至大（日経 2015-09-28）：不安雇用は派遣労働固有のものでない、直接雇用が常によいとは限らない [正規雇用の不安定化を指摘]。企業体力があり多くの派遣先を持つ派遣元企業に雇用されることが労働者にとって重要な選択肢 [派遣業界の集中化へ]

☆労働者派遣法のそもそもの問題点：

- ・労働者派遣法で、異なるふたつのモノが同じ法律の中に入れられたこと：
専門職と不熟練職を同じ法律でくくってしまった。キャリアのいる、必要な労働者層：26業種の一部。キャリアがいない、必要のない職種：後に追加されたもの。ここにはマッチングもキャリア教育も関係ない。ただ動くヒトがいればいい。それが今回の改正で、区別がなくなる
- ・製造派遣では短期雇用：派遣労働者が3年で切られるとの報道：
派遣労働者は3年で切られると報道。今回改正の職種での期間制限無しと、個人での期間制限に対し、すべての職種で個人の期間制限をなくす改正へ方向性を作り出す。
*製造派遣では短期就業の繰り返し 実例：1年以内が3.6%
- ・製造派遣では派遣労働者の人数をそれほど増やすことはできない：工程管理の限界
*製造派遣では20%以下に抑えられている実例（中小企業）

☆派遣労働の今後について：

- ・派遣法改正によって、製造請負から製造派遣への動きはあるのかどうか
2010年電機連合調査ではまだまだ製造請負が多い
- ・財界の目標（私見）：職種・期間の拡張：建設業・港湾業・医療分野へ、外国人労働者門戸開放
- ・人材ビジネスの多角化と隆盛：
資本（C+V+M）の「V」部分における分化：「人材取扱資本」の隆盛：人「材」＝モノ
求人誌発行、職業紹介、業務請負、派遣事業、各種請負：再就職支援（リストラ）・キャリア教育・人事業務請負（採用業務・労務・解雇業務等）、新卒者就職・再就職支援、高齢者雇用支援、等々
*ハローワーク求職者情報を紹介会社に開放へ（朝日 2013-12-23）
*リクルートHD上場、時価総額1.9兆円、2030年に人材サービス世界一へ（朝日 2014-10-17）

☆派遣労働に見るかすかな希望の姿

- ・未来形の男女の同一労働同一賃金：
製造派遣・製造請負では、実態として同じ現場で男女が同じ仕事をしていて、同じ賃金になっている
- ・会社の枠に縛られない労働者
派遣労働者は、企業の論理・枠に縛られない存在であり、会社の不正が隠せなくなる。不正告発、ひどい企業からの離脱、企業の実態・評価・うわさが外に流れ出る。
資本からの自由による労働者自らの組織による派遣の可能性はどうか。
ただし逆に、情報の漏えい例：ベネッセで派遣SEが顧客情報を流出（朝日 2014-07-10-15）